

令和2年神審第36号

裁 決

モーターボートA沈没事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年6月7日17時30分

滋賀県琵琶湖中西部

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 3.21メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 11キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成12年2月3日に船舶検査証書が交付された、最大搭載人員3人で航行区域が湖川限定の、甲板を有しない船外機付軽合金製モーターボートで、ミニボートとほぼ同程度の規格であることから乾舷が低く、波が打ち込みやすい構造となっていた。

船底はV型で船尾部に車輪を備えており、自動車に載せて陸送することが可能であったことから、琵琶湖でバス釣りをを行う際には、保管場所から車載して引き降ろしができる湖岸まで運び進水させ、使用後は湖岸に引き揚げて車載のうえ、保管場所に戻す運用がなされていたところ、同15年5月1日日本小型船舶検査機構大津支部で第1回中間検査を受検して以降同機構の検査を受けておらず、14年にわたり使用されない状態で陸上保管されていた。

(2) 発航までの経緯

a 受審人は、ほぼ15年ぶりにバス釣りを再開することとし、Aの船外機が作動するかを確認する意図から、令和2年6月4日自宅に保管中のAを車載して琵琶湖に赴き、進水させて機関を起動させたところ、正常に運転できたことから、そのまま釣りを行った。そして釣りを終えて車載しようとしたものの、水際から駐車場所に至る間に段差があり疲れていたこともあって引き揚げを断念し、滋賀県大津市北小松地区の道路から外れていて陸行が困難な湖岸（以下「北小松揚げ地」という。）に一旦陸揚げしたのち、付近の樹木に係船索をとってそのまま帰宅した。

a 受審人は、同7日北小松揚げ地の東方約300メートルのところとなる自動車の乗り入れが可能な湖岸に赴き、湖面経由で北小松揚げ地に向かう意図から持ち込んでいた長さ約1.8メートルの手漕ぎのゴムボート（以下「ゴムボート」という。）に乗り、16時

15分漕ぎ出し、16時20分北小松揚げ地に到着した。そしてAを湖面に進水させて乗ってきたゴムボートを船尾にえい航する態勢としたところ、時間に余裕があったことから暫時釣りをすることを思い立ち、ゴムボートを発航させた湖岸に直行せずに沖出しすることとした。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.1メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、船尾から長さ2.5メートルのえい航索を延出してゴムボートを引き、6月7日16時25分北小松揚げ地を発し、琵琶湖中西部の釣り場に向かった。

a受審人は、左舷船尾部に腰掛け右手で船外機の舵柄を操作し、湖岸沿いに西行したのち、16時27分大津市所在の標高86.8メートルの四等三角点「鶺川」（以下「鶺川三角点」という。）から235度（真方位、以下同じ。）890メートルの地点で、山陰となっている湖岸近くから遮蔽物のない琵琶湖沖合に向けて針路を160度に定め、毎時5.4キロメートルの対地速力で、手動操舵により進行した。

16時28分a受審人は、湖岸から約150メートル沖合となる鶺川三角点から229度920メートルの地点に達したとき、比良山方向からの吹きおろしの風により風波が強くなったことを認めたが、冬場ではないので風波が航行に支障をきたすことはないものと思い、速やかに湖岸近くまで引き返す措置をとることなく、更に沖合に向けて続航した。

a受審人は、16時30分湖岸から約350メートル沖合となる鶺川三角点から220度1,010メートルの地点に達したとき、風波が更に強まったことから危険を感じ、反転しようとしたものの

風波により船首が落とされ、舵効を失って航行不能となり、その後東方に圧流されることとなった。

a 受審人は、17時10分鶴川三角点から214度910メートルの地点に至り、船首が南方を向いた際に機関を後進としたところ、徐々に湖岸に向けて後退を始めたことから、その後、間断なく船内に打ち込む湖水をバケツで汲み出しながら機関を後進としたまま後退を続けていたものの、17時29分高起した風波により大量の湖水が船内に打ち込んで機関が停止し、急ぎゴムボートのえい航索を引き寄せ同索を解いて移乗した直後、Aは、続いて高起した風波によって舷縁近くまで浸水したのち、17時30分鶴川三角点から223度780メートルの地点において、浮力を喪失して沈没した。

当時、天候は晴れで風力5の西北西風が吹き、波高は1メートルであった。

沈没の結果、船体及び機関は、その後引き揚げられないままとなった。また、a 受審人は、ゴムボートを漕いで自力で湖岸にたどり着いた。

(原因及び受審人の行為)

本件沈没は、琵琶湖中西部において、山陰となっている湖岸近くから遮蔽物のない沖合の釣り場に向けて航行中、風波が強まった際、速やかに湖岸近くまで引き返す措置がとられず、更に沖合に至って航行不能となったのち、湖岸に向けて後退しているとき、大量の湖水が船内に打ち込み、浮力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、琵琶湖中西部において、山陰となっている湖岸近くから遮蔽物のない沖合の釣り場に向けて航行中、比良山方向からの吹きおろしの風により風波が強くなったことを認めた場合、速やかに湖岸近くま

で引き返す措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、冬場ではないので風波が航行に支障をきたすことはないものと思い、速やかに湖岸近くまで引き返す措置をとらなかつた職務上の過失により、更に沖合に至つて航行不能となつたのち、湖岸に向けて後退しているとき、大量の湖水が船内に打ち込んで浮力を喪失し、沈没を招くに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和 3 年 10 月 19 日

神戸地方海難審判所

審判官 鎌倉保男